

国内産農産物「銘柄」検査のお知らせ

農林水産省による「農産物規格規程」「農産物検査を行う産地品種銘柄について」の一部改正に基づき、「農産物検査業務規程」の一部変更を行い、当登録検査機関が行う農産物検査の平成30年産選択銘柄を定めましたのでお知らせします。

J A香川県が農産物検査を行う

平成30年産銘柄

【必須銘柄】

- 産地 香川県
- 種類・銘柄
 - ・ 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米
コシヒカリ、はえぬき、ヒノヒカリ
 - ・ 普通小麦
さぬきの夢2009
 - ・ 普通裸麦
イチバンボシ
 - ・ 普通大豆及び特定加工用大豆
(大粒大豆および中粒大豆)
フクユタカ

【選択銘柄】

- 産地 香川県
- 種類・銘柄
 - ・ 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米
あきげしき、あきさかり、あきたこまち、
おいでまい、オオセト、さぬきよいまい、
にこまる
 - ・ 水稲もちもみ及び水稲もち玄米
クレナイモチ
 - ・ 醸造用玄米
雄町、山田錦
 - ・ 普通裸麦
ダイシモチ

○ 登録検査機関について

J A香川県は平成13年度に農林水産大臣から国内産農産物の登録検査機関として登録され、県内の農業倉庫前、カントリーエレベーター等の指定検査場所において、米、麦、大豆、そばの包装、荷造り、品位、銘柄についての検査を行っております。

なお、検査請求書の受付は、営農部農産施設課および各営農センターにて行っております。

○ 産地品種銘柄について

産地品種銘柄は都道府県ごとに定められており、登録検査機関による農産物検査により証明されます。

産地品種銘柄の証明は、J A S法に基づく精米表示の根拠や経営所得安定対策等における対象農産物の品質要件としても活用されております。

○ 必須銘柄とは

県内全ての登録検査機関に銘柄検査が義務付けられた銘柄です。

ただし、麦、大豆、そばの検査は、香川県内ではJ A香川県のみが行っています。(平成30年4月1日現在)

○ 選択銘柄とは

登録検査機関が、自らの農産物検査業務規程に規定することにより検査を行なう銘柄です。

お問い合わせ先

香川県農業協同組合 営農部農産施設課 (農産物検査センター)
電話番号 087-818-4104